

## 山交トラベルツアー 旅行条件・約款

募集型国内企画旅行取引条件説明書面・契約書面（旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面）

### 旅行取引条件説明書面

この旅行は、山梨交通株式会社（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

旅行代金基準日 パンフレットに明示してあります。

最少催行人員 パンフレットに明示してあります。

旅程管理 パンフレットに明示してあります。

### お申し込み

① お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。当社の承諾と下記の申込金の受理をもって、契約の成立となります。申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれ一部または、全部として取り扱います。

② 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して、3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

③ a. 旅行開始日に80才以上の方、 b. 身体に障害をお持ちの方、 c. 健康を害している方、 d. 妊娠中の方、 e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

④ お申し込み時に18才未満の方は、親権者の同意が必要となります。

⑤ お申込金は、旅行代金に応じて定めます。

旅行代金 10,000円未満	お申込金 2,000円以上旅行代金まで
30,000円未満	お申込金 6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上	お申込金 10,000円以上旅行代金まで

⑥ 旅行代金からお申込金を差し引いた金額（残金）は、旅行開始日の14日前までにお支払い下さい。お申し込みが13日前以降の場合は、当社が指定する期日までにお支払い下さい。

旅行代金 パンフレットに明示してあります。

（子供代金は、旅行開始日に、満3才以上12才未満のお子様に応用します。）

### 旅行代金に含まれる費用

- ① 旅行日程に明示した次の費用。 利用運送機関の運賃・料金、宿泊料金、観光料金（入場料、ガイド料等）
- ② 手荷物運搬料金。（原則として、航空会社の規定重量、容積、個数範囲内）

### 旅行代金に含まれない費用

- ① 旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれに伴う税、サービス料、チップ等の費用。
- ② 超過手荷物料金。（規定の重量、容積、個数超える分）

### 追加旅行代金

追加代金とは、a. 航空会社の選択、 b. 航空便の選択、 c. 航空機の等級の選択、 d. 宿泊ホテル・旅館の指定の選択、 e. 一人部屋の選択、 f. 延泊の選択、 g. 平日・休前日の選択、 h. 出発・帰着曜日の選択により追加する代金を言います。

### 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金を言います。

#### 旅行契約内容・代金の変更

① 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供、その他の当社の関与出来ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により、通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、15日目に当る日より前にお知らせします。

② 奇数人数でお申し込みの場合に、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けた旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受ける他、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

#### 取消料がかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

- ① お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金は、表記の旅行代金に追加旅行代金を加えた合計額です。
- ③ お取消しの連絡は、旅行のお申し込みを受けた営業所の営業時間にのみお受けします。

#### 営業時間

本 社 09:00～17:35 土、日、祝日休業

湯村営業所 10:00～19:00 湯村ショッピングセンター 休業日休業

#### 取消料金

取消しお申し出日 取消料金及び内容

旅行開始日の前日から起算して21日前まで	いたしません
旅行開始日の前日から起算して20日前まで	(日帰り旅行にあっては10日目) 旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日まで	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

#### 取消料がかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

次の場合は、取消料はいたしません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更がおこなわれたとき。
  - a. 旅行開始日又は終了日の変更。
  - b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更。
  - c. 運送機関の種類又は会社名の変更
  - d. 運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更。
  - e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更。
  - f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更。
  - g. 宿泊機関の種類又は名称の変更。
  - h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

#### 当社による旅行契約の解除

次の場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- ① 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ② 申込条件の不適合。
- ③ 病気、その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- ④ 人数が最少催行人員に達しなかった場合。

旅行開始前から起算してさかのぼって、13日目（日帰りは、3日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

#### 確定日程表

確定した主な航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定日程表は、旅行開始日の7日前までに交付します。但し、旅行開始日の7日前以降にお申し込みがあった場合は、旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であっても問い合わせいただければ、手配状況についてご説明いたします。

#### 当社の責任

① 当社は、当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円（但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。）

② また、次のような場合は、原則として、責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

#### 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（但し、1個又は1対についての補償限度は、10万円）を支払います。但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、【旅行参加中】とはいたしません。

#### 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規程によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記に旅行代金に追加旅行代金を加えた合計額です。

#### 変更保証金

変更補償金の支払いが必要となる変更 一件当りの率（%）

#### 旅行開始前 旅行開始後

1. 旅行書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 1.5～ 3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更 1.0 ～2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 1.0 ～2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 1.0 ～2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 1.0 ～2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更 1.0 ～2.0
7. 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更 1.0 2.0
8. 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更 1.0 2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 2.5 5.0

#### お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、一人当たり3,000円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

#### 事故等のお申し出について

旅行中に、事故など生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第、ご通知下さい。

#### 個人情報の取り扱いについて

① 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただく他、旅行者がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※この他当社は、次の事項にも旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

- a. 当社と提携する企業の商品やサービスキャンペーンのご案内。
- b. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
- c. 運送機関の種類又は会社名の変更。
- d. 運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更。
- e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更。

② 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために、これを利用させていただくことがあります。

③ この条件に定めのない事項は、当社個人情報の保護についてをご参照下さい。

#### 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。当社旅行業約款は、当ホームページからもご覧になれます。

山梨県知事登録旅行業第2-40号  
旅行企画・実施 山梨交通株式会社  
〒400-0035 甲府市飯田3-2-34  
T e l 055-222-1300  
(社)全国旅行業協会 正会員  
(社)日本旅行業協会協力会員  
旅行業公正取引協議会 会員